

議案第16号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

[改正理由]

地方税法が一部改正され、公益信託に係る信託事務に関連する寄附金が寄附金税額控除の対象とされることに伴い、これに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

- 1 寄附金税額控除の対象となる寄附金の種類の追加（第12条の2関係）
寄附金税額控除の対象となる寄附金に、公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を追加することとする。
- 2 その他
規定を整備することとする。

[適用]

- 1 寄附金税額控除の対象となる寄附金の種類の追加
令和9年度以後の年度分の個人の市民税について適用
- 2 上記以外
公布の日